

○南房総市立公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第143号

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市立公園の設置及び管理に関する条例（平成18年南房総市条例第193号。以下「条例」という。）に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止)

第2条 南房総市立公園（以下「公園」という。）においては、条例に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 竹木、植物を損傷すること。
- (2) たき火、炊事又は野営をすること。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみその他の汚物を捨て、又は放置すること。
- (4) 指定された車両以外の車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (5) その他公園において公衆の利用を妨げる行為をすること。

(利用上の安全に対する措置)

第3条 市長は、洪水、暴風雨等が発生し、又は発生するおそれがあり、公園の利用が危険であると認められる場合は、利用者の危険を防止するため公園の全部又は一部の利用を禁止することができる。

2 前項の場合において、市長は、立入り禁止の表示を設置し、その旨を周知するものとする。

3 前項の措置の際、公園（一部利用禁止の場合は、その区域）内に滞在している者は、直ちに公園外に退出しなければならない。

4 第1項の状況がやみ、公園の利用が危険でなくなつたと認められるときは、市長は、第2項の措置を解除し、その旨周知するものとする。

5 公園の利用者は、公園の安全な管理のため定められた出入口以外のところから出入りしてはならない。ただし、出入り又は利用者の安全上やむを得ない場合は、この限りで

ない。

(行為の許可申請等)

第4条 条例第4条に規定する行為の許可を受けようとする者は、使用日前7日までに公園内行為許可申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、申請者に対し公園内行為許可書(別記第2号様式)を交付するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の丸山町立公園管理規則(平成元年丸山町規則第11号)又は和田町花の広場公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成12年和田町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年3月29日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式については、この規則による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。